

規程等管理規程

第1章 総 則

第1条（目 的）

本規程は、一般社団法人日本知的財産協会（以下、本会という）における諸規程の制定、施行、改定及び廃止に当たって遵守すべき事項を定め、諸規程を体系的に整備し、業務運営を適正かつ効率的に執行することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、本会で制定される定款及び全ての規程、規則、細則（以下、諸規程という）に適用する。

2 本規程は、本会における諸規程の立案、作成に関する業務を行う者の全てに適用する。

第3条（定 義）

本会の諸規程は、次の通り定義する。

(1) 定款：

本会の目的、組織、活動などを定めた基本的な指針を定めたもの

(2) 規程：

本会の組織及び業務運営などの、本会全体に関わる基本事項を定めたもの

(3) 規則：

事務局の組織及び業務運営などの、事務局全体に関わる基本事項を定めたもの

(4) 細則：

本会全体または事務局に関する事項について、実際の運用手順や具体的な手続きなどの詳細を定めたもの

第4条（諸規程の序列）

前条に定める定款は、本会における全ての諸規程の最上位となるものであり、規程及び規則は定款に反する定めをしてはならない。また、細則は規程及び規則に反する定めをしてはならない。

2 上位規程の改廃により、上位規程と下位規程に齟齬が生じることとなった場合は、当該下位規程については、改定されるまでその効力を停止する。

第5条（委 任）

上位規程は当該規程の権限範囲内において、下位規程に対して詳細規定を委任することができる。

第6条（管理責任者及び管理担当者）

諸規程の管理責任者は、本会事務局長とする。

2 諸規程の管理担当者を、事務局内に置く。

第7条（管理責任者の役割）

管理責任者は、諸規程が常に適正なものとなるよう次の事項を行う。

- (1) 本会の事務運営に関係する法令等の制定・改正、また本会の状況、業務運営の状況又は会員や事務局員の要望等を勘案し、諸規程が常に実態に即したものとなるよう、適宜制定及び改廃を起案する。
- (2) 新たな諸規程の制定または既存の諸規程の改廃が必要な場合には、関係する事務局の部門長及び管理担当者と連携し、適切かつ迅速に対応する。
- (3) 作成された新たな諸規程案または既存の諸規程の改定案については、速やかに決議機関へ上程し、承認決議された後はその周知を図る。
- (4) 上位規程の改廃により、上位規程と下位規程に齟齬が生じることとなった場合は、当該下位規程を速やかに改定する。

第8条（管理担当者の役割）

管理担当者は管理責任者の指示のもと、関係する事務局の部門長及び管理責任者と協力し、次の事項を行う。

- (1) 常に最新の諸規程を登録管理し、適切に周知する。
- (2) 管理責任者と協力し、必要に応じて新たな諸規程の制定案や既存の諸規程の改定案を作成する。
- (3) 年度ごとに最低1回は登録されている諸規程の状況を点検し、最新のものとなっていることを確認するとともに、新たに制定または改廃が必要と思われるものがある場合には、速やかにその旨を管理責任者に報告し、必要な対応を行う。

第9条（解釈上の疑義）

本規程の解釈において疑義を生じた場合は、管理責任者は代表理事、業務執行理事及び関係する事務局の部門長と協議の上、これを決定する。

第2章 諸規程の制定及び改廃

第10条（制定及び改廃の決定）

諸規程の制定及び改廃の決定は、次の通り行うものとする。

- (1) 定款：
定款変更は理事会での決議を経た後、社員総会での決議をもって行う。

- (2) 規程：
制定及び改廃については、理事会の決議をもって行う。
- (3) 規則：
制定及び改廃については、代表理事と業務執行理事が協議し、代表理事の承認をもって行う。
- (4) 細則：
制定及び改廃については、事務局長、管理担当者及び関係する事務局の部門長が協議し、事務局長の承認をもって行う。

第3章 諸規程の周知

第11条（周知）

管理責任者及び管理担当者は、制定及び改廃された諸規程について、その施行日とともに当該規程の対象となる者に周知しなければならない。

- 2 諸規程のうち、会員全体に関わるものは会員及び事務局員に、事務局員に関わるものは事務局員に周知する。
- 3 当該諸規程の性格上、周知することが望ましくないと管理責任者が認めるものについては、公開しないことができる。

第12条（周知方法）

諸規程の周知方法は、原則として会員については本会のホームページに、事務局員については事務局内のWebサイトに掲載することにより行うものとする。

第4章 本規程の改廃

第13条（改廃）

本規程の改定または廃止は、理事会の決議をもって行う。

附 則

2023年2月8日 制定